

令和2年 第3回

苓北町農業委員会総会会議録

令和2年第3回 芥北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和2年3月5日(木)
午前9時24分から午前11時18分

2. 開催場所 芥北町役場2階 庁議室

3. 出席者
(農業委員)

1番 荒木 義孝 2番 小野 三幸

3番 坂西 庄三 4番 山下 正道

5番 平井 多貴子 6番 塚田 修彦

7番 大仁田 金次

4. 本日の欠席委員(1名) 荒木 義孝

5. 議事日程

日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について

日程第2. 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第3. 議案第26号 農用地利用集積計画の認定について

日程第4. 議案第27号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について

日程第5. その他

6. 総会書記(農業委員会事務局職員)

局長補佐 瀬形茂 主事 酒井俊和

7. 会議の概要

1. 開会

開会 午前9時24分

事務局

おはようございます。定刻の前ですが、お揃いですので、只今から令和2年第3回の農業委員会総会を開会致します。国から新型コロナウイルスの関係で農業委員会総会の対応について見解がありましたので報告します。農業委員会の総会は、法令事務を取り扱う場として、実際に委員が参集する事が原則となっています。総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができないとなっています。ですので、総会については、開催することをご了承下さい。宮崎事務局長は、公務のため欠席です。

それでは、大仁田会長からご挨拶をお願い致します。

大仁田会長

皆さん、おはようございます。

また冬が来たような寒さでございます。例年ですけど暖冬でも春先は寒い日が続きます。農業をしておりますながら、感じている次第であります。また先程言われました、新型コロナウイルスの拡大がですね、専門家も驚くほど広がっています。学校が休校になるという状況です。私達もですね町の通達を受けて、農協のグランドゴルフ大会も取りやめにしました。

反省会とかも部屋の中で大勢が寄るといことで、中止となっています。早く暖かくなって収束することをどなたも望んでいると思います。経済損失も計り知れないものがあると。国もそれに対して、対策をとってはもらえんと思ひますが、完全には対策ができるものではありません。

レタスも終盤に向かっています。寒くなって何もならんですね。冬場に寒くならないと今更ですね。今後の経営のあり方を問われる厳しいシーズンであったと思ひます。農業者の中にはですね、夏も1年中出荷するという、形をとってですね経営安定に取り組んでいるところもありますので、各農家の危険分散という形、国の価格安定保障制度というものもありますけども、予算の範囲内でございますので、農家自身で価格安定を確立していく姿勢が大事じゃなかろうか思っている次第であります。

それから最後になりますが、事務局の瀬形さんが3月末で退職されます。私達としましては、頼りにしていた職員さんでございますので、まだまだお世話して頂きたい気持ちはありますが、本人さんの希望であります。後でですね新年会をやっておりませんので、歓送迎会を思ってたんですけど、新型コロナが入ってきましたので、合同会議が4月20日頃ありますので、その時に開いていいような状態であれば、歓送迎会を予定してみたいと思ひしておりますので、心づもりをよろしく願ひいたします。それでは始めたいと思ひます。

事務局

はい、ありがとうございました。

本日は荒木委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、茶北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は大仁田会長に願ひいたします。どうぞよろしく願ひ致します

議 長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、4番の山下正道委員さんと6番の塚田修彦委員をお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の瀬形氏、酒井氏を指名致します。

議 長

それでは、日程第2、議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2、議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。令和2年3月5日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

3ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町志岐の畑1筆、面積は、647㎡です。

転用の目的は、老人介護施設です。

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、「譲受人は、今回、苓北町が公募した苓北町老人福祉計画に伴うグループホーム事業者を選定され、新たな老人介護施設（グループホーム）を建設予定である。申請地は現在、譲受人が老人介護事業（グループホーム）を行っている隣接地であり、利便性が良いため、申請地を老人介護施設として転用したい。」ということです。

申請地は、4ページから5ページをご覧いただきたいと思いますが、場所は町道鳥越線沿いになります。審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断しております。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましては私の担当地区でございますので私の方から説明致します。

議長 3月1日にですね、現地確認を行いました。場所は、農協本所の建物の上です。サッカー場があるのが上鳥越、今回は下鳥越になります。文化財的には志岐城の一角になります。今回の申請は3棟目になります。今度申し込んで許可がおりたものですから、隣にもう一棟やりたいということでございました。また従業員もですね、20人程度に増えるんじゃないかということです。頑張っておられるようでございます。以上です。

議長 この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。
ございませんか。

小野委員 現在2棟建てて運営されていますが、これに新たに3棟目が建つということですね。規模的にはどうなりますか。1、2棟目とあまり変わらない建物ですか。

議長 同じぐらいの建物になります。2棟目がグループホームですが、それと同じようです。

小野委員 収容される人数はどのくらいでしょうか。

事務局 病床は9床の計画です。

小野委員 ここはすでに荒れてるんですか。

議 長

申請人が借りて耕作されていましたが、収穫前に鳥獣被害にあわれて耕作できないようです。土地の状態はあまり良くないところです。苓北町は福祉の町という流れですから、従業員は地元採用して頂ければ、活性化もあるんじゃないかと申請人とも話したところです。

平井委員

土地の所有者は、年齢的にも90才を越えていて耕作できませんので、妥当だと思います。団塊の世代もそろそろ入所されると思いますので、施設は必要だと思います。

議 長

他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。
ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

議 長

日程第3、議案第26号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局

はい、6ページをお開きください。日程第3、議案第26号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化促進法に基づき別紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により認定を求められたので附議する。令和2年3月5日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

7ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の再設定5年未満が2件ございます。

詳細については、田2筆 2,455㎡。計2筆の2,455㎡です。明細は8ページに記載しています。

事務局

続きまして、再設定の5年以上が7件ございます。

詳細については、田7筆 4, 313㎡。計7筆の4, 313㎡です。明細は9ページに記載しています。

続きまして、転貸の5年未満が2件ございます。

詳細については、田2筆 2, 455㎡。計2筆の2, 455㎡です。明細は10ページに記載しています。

続きまして、転貸の5年以上が7件ございます。

詳細については、田7筆 4, 313㎡。計7筆の4, 313㎡です。明細は11ページに記載しています。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第26号は原案どおり認定することに致します。

議長

続きまして、日程第4. 議案第27号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、12ページをお開きください。日程第4. 議案第27号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定についてです。

事務局

この別段面積につきましては、農地法第3条第2項第5号及び同法施行規則第17条第1項に基づき定められた、苓北町における別段面積につきまして、農林水産省からの通知により、毎年別段の面積を設定または修正することが必要であるか検討することになっております。

この件につきましては、本年2月7日に開催されました天草地区農業委員会連絡協議会代表者会議におきまして検討いただいております。

(1) 農地法施行規則第17条第1項の適用について、方針、現行の下限面積（別段面積）40アールの変更は行わない。理由としましては、天草管内の各市町においても中山間地であり、現行の40アールから変更は行わないためです。以上でございます。

議長

はい、只今事務局から下限面積につきましてご説明をいただきましたが、2月7日に天草地区の農業委員会連絡協議会代表者会議において、私と宮崎事務局長・酒井氏の3名で出席しました。そこで検討されたわけですが、天草市、上天草市、苓北町共に下限面積は40アールで変更はしないという事に決定致しました。

懸案事項でありました空き家バンク利用者に対する農地の下限面積については、来年度から実施する方針で決定を致しました。苓北町では、現在、空き家バンクの募集を行っていないということですが、規則等の整備が整い次第、実施する方向で検討しているようです。皆様方にご報告しておきたいと思っております。

下限面積40アールということで承諾いただける方は挙手をお願い致します。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 2019年農業労働賃金（基準額）について
2. 農業委員会に関する不祥事について
3. 今後の農地利用に関するアンケートの報告について
4. その他

次回、令和2年第4回総会は、令和2年4月10日（金）午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

（事務局瀬形退任挨拶）

議長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

（ありません。の声あり）

議長

無いようでございます。
農業委員会の議題は以上でございます。
以上をもちまして、令和2年第3回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前11時18分

会 長

署 名 委 員

署 名 委 員
